

# 農政なら

編集・発行  
奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)  
TEL 0742-22-1101 (内線5623~9)  
FAX 0742-24-8576



## 平成21年度全国農業委員会会長大会が盛大に開催 農業委員会組織への財政支援と体制整備を訴え

平成21年5月28日(木)に、全国農業会議所主催の全国農業委員会会長大会が、市町村農業委員会会長・職員、都道府

県農業会議役員等の参加により、東京都千代田区の「日比谷公会堂」において開催された。



国際的な食料事情が不安定化するなか、政府は「食料・農業・農村基本計画」を見直し、平成22年3月を目途に、新たな「基本計画」を策定する予定であります。また、「農地改革プラン」にもとづいた農地制度の改正法案が6月17日に成立しました。こうした情勢を踏まえ、農業委員会系統組織は、農業・農村の現場の声を政策に反映するとともに、行動する農業委員会として、地域農業の構造改革に向け、農地の確保・有効利用、耕作放棄地の発生防止・解消、意欲ある担い手の確保・育成に向けた活動を強力に展開する必要があります。

このため、全国の農業委員会会長が一堂に会し、農業委員会と認定農業者等との意見交換の積み上げによる政策提案を行うとともに、「新・農地と担い手を守り活かす運動」を組織一丸となつて強力に進めることを目的とし、平成21年度の全国農業委員会会長大会が開催されました。

大会では、つぎの議案が決議されました。

①政策提案・要請決議  
○食料・農業・農村基本政策に関する提案決議

②特別決議

③申し合わせ決議  
○農業委員会の活動強化に関する申し合わせ決議  
○情報活動(全国農業新聞・全国農業図書)の強化に関する申し合わせ決議

また大会では、耕作放棄の発生防止・解消活動を展開する団体等で、その取り組みの成果が他の範となる者を顕彰し、広く普及することを目的に、昨年度より創設された「耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」の表彰式も実施されました。本県からは、宇陀市の(有)類農園が、全国農業会議所会長賞に輝き、表彰されました。同法人は、設計会社や学習塾を展開するグループ企業の農業部門として参入し、野菜や米、黒大豆などを有機栽培する農業生産法人です。これまで、遊休農地6ヘクタールを解消し、地元農家向けに野菜苗、地元蔵元向けに酒米の生産に取り組みむなど、地域の農家などとの連携を図っていることが特徴としての受賞となりました。

なお、大会終了後、地元選出国會議員に対する要請活動を実施しました。

# 改正農地法が成立

## 今年度中の施行が確実

6月17日、農地法等の改正案が参議院本会議で可決、成立しました。6月24日に公布されたことで、今年度中の施行が確実となりました。今回の法改正は、国際的な穀物価格の高騰などを受け、国内の農業生産を高め、食料の安定供給に努める必要があるため、農地の確保とその有効利用を図ることを目的に行われました。農地の転用や貸し借りはじめ農業生産法人制度、遊休農地対策、税制など幅広い見直しが行われました。今後政省令や、許可基準のガイドラインが順次策定されることとなります。

知事等と協議を行う仕組みが設けられる。

(2) 違反転用に対する罰則の強化

違反転用が行われた場合、都道府県知事等による原状回復等の措置が講じられる。また、違反転用に対する罰金額が引き上げられる。

(3) 国の転用許可事務の適切な処理の要求

都道府県の農地転用許可事務が、農地等の確保に支障を生じさせていることが明らかな場合、農林水産大臣は都道府県知事に対し、農地転用許可事務の適切な執行を求めることが出来る。

(4) 農用地区域内農地の確保

(1) 農用地面積の目標達成に向けた仕組みを整備

農林水産大臣は、都道府県知事が定める農用地面積の目標達成状況を取りまとめ公表するとともに、目標達成が著しく不十分な都道府県知事に対し、必要な措置を求めることが出来る。

(2) 農用地区域からの除外の厳格化

農用地区域内の農地について、担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、農用地区域からの除外を行うことができない。

(5) 農地の権利移動の一般基準

農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率性かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合には、農業委員会は、農地の権利取得を許可しないとの要件が設けられる。

また、農業委員会のチェックを通じて、地域における農業の取組を阻害するような権利取得を排除する。

(6) 農地を利用する者の確保・拡大

(1) 解除条件付きで一般法人等の参入を容認

農地の貸借については、農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除できる旨の条件が付された契約で、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、農業経営を継続的・安定的に行うと見込まれる農作業常時従事者以外の個人・農業生産法人以外の法人（業務執行役員のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事）にも途が開かれた（毎年、利用状況を農業委員会へ報告する事が必要。周辺地域の農業に支障を与えている場合など、農業委員会は勧告できるとともに、許可を取り消さなければならない）。

また、農業協同組合（連合会を含む）は、総会における特別決議等の手続きを経た上で、みずから、農地の貸借により農業経営の事業を行うことが出来る。

(2) 下限面積要件の弾力化

農地の権利取得にあたっての下限面積について、地域の実情に応じ農業委員会の判断で引き下げられる。

(3) 許可を受ける必要のない権利取得の届出制度

相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならぬ。

(4) 農地の賃貸借の存続期間の特例

農地の賃貸借の存続期間について、民法により20年とされているところが50年以内となる。

(5) 農業生産法人の出資制限の緩和

農作業を委託する者も農地を貸している者等と同等の取り扱いとなる。

また、関連事業者の議決権について、1事業者当たり1/10以下とする制限

を廃止し、総議決権の原則1/4以下という制限は残しつつ、農商工連携の相手方となる事業者が構成員である場合には議決権の合計の上限を1/2未満に拡大する。

(7) 遊休農地の対策の強化

(1) 遊休農地の所在の明確化と有効利用の徹底

法改正後は、全ての遊休農地が指導の対象となる。農業委員会による毎年1回の農地の利用状況調査が義務づけられるほか、農業者等が遊休農地がある旨を農業委員会に申し出ることが出来る仕組みが設けられる。所有者が判明しない遊休農地にも、利用権の設定が可能となる。

(2) 指導から勧告までの手続きの二元化

遊休農地の所有者に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを、農業委員会が一貫して行うことになる。

農地法の改正に伴い、農業経営基盤強化促進法の改正や相続税等納税猶予制度の見直しも同時に行われます。

# 集落営農塾「基礎講座」開催



農地の荒廃が次第に進行しています。

そこで、協議会では、地域農業の維持発展、耕作放棄地の解消等のため、集落営農組織の育成を目的とした「集落営農塾」の開催を行い、まずは組織のリーダーとなる人材の育成に取り組んでいます。

本年は、集落営農組織の立ち上げに必要な基礎的な知識の講習を行う「基礎講座」を集合研修の形でまず行い、その後、実践的な取り組みをめざす集落へ出張して講習等を行う「実践講座」の開催を行います。

県担い手育成総合支援協議会（会長 増井勲 県農業会議会長）は、平成21年6月27日（土）、田原本町内において平成21年度集落営農塾「基礎講座」を開催しました。

農村では、若い担い手が激減し、農業従事者の年齢が年々上昇するという状況の中、農産物価格の低迷等の理由も加わり、

との説明がありました。

次に、集落営農の事例発表として、滋賀県犬上郡甲良町法養寺集落のリーダー（農事組合法人サンファーム法養寺代表）上田栄二氏の講演を聞きました。

その中で、「集落営農でめざす真の目標を3点に絞り、その目標に向かって突き進んだ。」話が印象的でした。その目標とは、第1に「機械貧乏を防止すること。」で、個人での機械購入を止め、第2は、「個人で機械を買わない代わりに、集落で大型機械を共同利用すること。」で、肉体的にも精神的にも苦痛のない低コスト農業をめざします。

第3は、「法養寺の田は法養寺で守ること。」で、高齢化や病気のケガ等で、誰がいつ農業ができなくなっても集落で対応します。

以上、3つの改善目標を立て、非常にすばらしい集落営農を実現されています。

上田さんの言葉を借りると、「農業に若い人を引き込むことは簡単なこと。」「大型機械を導入して、オペレーター賃金を高く設定（時間当たり2千円）すると、30歳前後の青年がオペレーターに参加してくれる。」そうです。

このような成功例のポイントは、リーダーの強い信念と、それ

を守り立てるサブリーダー（推進委員）の存在が大きいように感じられました。いくら優秀なリーダーでも、二人では何もできません。集落リーダーを守り立てる数名のサブリーダーの存在は不可欠のようです。

最後に、県担い手・農地活用対策課から、集落営農組織の立ち上げ等のための事業紹介や、JAならけん担い手・遊休農地対策室からは、集落営農の取り組みを応援する事業の紹介等がありました。

今回の基礎講座の出席者数は、農家77名、関係機関・団体27名の総数104名となり、盛会裡に終了することができました。



## まとめ

### 《集落営農の目的は》

- 金も手間も気苦労もかけないで農業が継続できるしくみづくり
- 明るく住みやすい村づくり

### 《そのために》

- 良いとわかれば即実行!!-実行とは借金を抱えることである
- 長時間考えてもやらなければ改善はできない

### 《走りながら良くなる方向を追い求める》

- みんなが積極的に協力する-住みやすい村にするために
- 新しいアイデアを出し合う

# “農”へのメッセージ



県常任会議員

吉村 増雄

と考えています。

また、「のうねん」No.223で、国交省が「都市に農業が必須だ」と言う見出しで都市計画法抜本改正への動きについて報じられていましたが、今後の動きに期待を込めて注視していきたいと考えています。

香芝市は、県内でも有数の住宅都市化が進み非農家の人口が増えている市です。

農業委員会では昨年度、系統組織の活動でもありました荒廃農地・遊休農地の調査活動を行いました。営農環境の悪化から遊休農地も数多く確認されました。しかしながら、視点を変えると人口増加は消費者の増加でもあり地産地消の市場が身近に有るわけですから、この様な営農環境を踏まえ7月から農家組合組織と委員会からなる香芝市農地利活用検討協議会の発足を致しました。

一方国に目を移すと平成の農政改革の基本とも考えられる農地法の大規模改正が約39年ぶりになされた。

この協議会活動によって遊休農地の解消に向けた体制の強化を図り、きめ細かく対応し解消に努めたいと考えています。周辺住民とのコミュニケーションを取りつつ住との共存を図りたいと考えています。

## 農業会議だより

### 「新農業人フェア09 新規就農相談会」開催

新規に農業を始めるための就農相談会が、全国農業会議所等の主催で、平成21年7月4日（土）大阪市の梅田スカイビルで開催され、910名の参加者でおおいにぎわいました。

当日は、全国の都道府県や市町村・農業法人ごとのブースを設置し、農業を始めるため、または、農業法人への就職希望者などのために個別相談を行いました。

した。

奈良県農業会議もブースを設置し、県下で求人を行っている農業法人のうち4法人の担当の方に来場頂き、33名の方に就農相談を行って頂きました。

また、奈良県が設置した就農相談ブースにも職員が参加し、総合的な就農相談に対応しました。

### 「経営能力向上講習会（パソコン農業簿記）」を開催

複式簿記の基礎から会計ソフトを利用した農業簿記、さらに青色申告に必要な書類の作成まで、一貫した指導を行うため、県内の担い手を対象に「経営能力向上講習会」を、奈良県担い手育成総合支援協議会（事務局・奈良県農業会議）が開催しました。

また、8月26日から実施予定の実践講座では、「参加者自身の経営でのパソコン簿記の演習」として、青色申告決算書の作成まで体験して頂くことを考えています。

また、「複式簿記の基礎から青色申告の流れ」と、「パソコン複式簿記の基礎・演習」について関係の先生方から講習頂きました。

今回開催した2回の基礎講座には、延べ38名の参加があります。

### 《全国農業図書 新刊紹介》

●「農地制度が変わります！」  
農地法等改正法が平成21年6月24日に公布されました。「新たな農地制度」のポイントをわかりやすく紹介したものです。配布等に最適の農家向けリーフレットです。

..... 90円

### ●第3版「新規就農ガイドブック」

新規就農までの道筋や就農前に知っておくこと。また、資金面や技術面、住宅の確保、経営作物の選定などを詳しく紹介しています。

さらに、就農にあたっての相談窓口や情報収集方法などについても紹介しています。農業へ従事を考えている方には是非、読んで頂きたい一冊です。

..... 1,200円

### 《県農業会議関係会議日程》

- 9月2日 県常任会議員会議
- 10月2日 県常任会議員会議
- 10月24日 奈良県農業委員大会